

○守谷市建設工事条件付一般競争入札実施要綱

平成12年7月24日

告示第53号

(目的)

第1条 この告示は、守谷市の発注する建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、入札の透明性、公平性及び円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この告示の対象工事は、130万円以上の土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事及び水道施設工事のうち、一般競争入札で執行できると認められる工事とする。ただし、工事以外の他の事業であっても一般競争入札により執行できると認められる事業については、この告示を適用し、執行することができる。

2 大規模工事及び工事の性質上専門的技術を要するなど、一般競争入札に適しないと認められる契約は、別に定める一般競争入札又は指名競争入札等他の方法により締結することができる。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者で、かつ、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、本市の登録者名簿に登録された者であって、次に掲げる要件の全てを備えているものとする。

(1) 市内に本社又は本店を有すること。

(2) 市内において建設業を7年以上営んでいること又は過去に指名競争入札の参加者の指名を受けたことがあること。

(3) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年守谷町規程第10号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 工事施工に際して現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(5) 法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の滞納がないこと。

(6) 暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）でないこと。

2 入札参加資格者は、別表に掲げる等級区分に応じた入札に参加することができるものとする。

3 1件の請負金額が3,500万円以上の建設工事（建築一式工事の場合は7,000万円以上）については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に基づき、専任の主任技術者又は監理技術者を置くものとするが、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に満たないときにおける1人の主任技術者又は監理技術者が受け持つことができる工事件数は、次の各号のとおりとする。

(1) 1件の請負金額が900万円（建築一式工事の場合は1,800万円）未満の工事については4件までとする。

(2) 1件の請負金額が900万円（建築一式工事の場合は1,400万円）以上3,500

0万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の工事については2件までとする。

(3) 前号の請負金額の合計額は6,000万円（建築一式工事の場合は1億2,000万円）を超えることはできない。ただし、建築一式工事と他の工事に同時に従事する場合は、建築一式工事の請負金額の2分の1とその他の工事の請負金額の合計額が6,000万円を超えることができない。

4 主任技術者又は監理技術者の配置期間は、工事着工日から工事完了日までとする。ただし、工事期間中工事を中断している期間等主任技術者又は監理技術者を配置する必要がないと認める期間は、除くものとする。

5 主任技術者又は監理技術者は、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

（等級区分の通知）

第4条 前条第2項に規定する等級区分は、入札参加資格者に対し通知するものとする。

（一般競争入札参加の停止）

第5条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その事実があった後1年間以内で、一般競争入札の参加を停止することができる。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 工事において施工体制及び現場管理に著しい不備があった者

(3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(4) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(5) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(6) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(7) この告示に違反した者又は虚偽の申請をした者

(8) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項に定める停止期間は、守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領に準じて定めるものとする。

（一般競争入札の公告）

第6条 一般競争入札の公告は、毎月第1火曜日及び第3火曜日（その日が閉庁日の場合は、翌日）に、入札に必要な次に掲げる事項を公告する。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 入札の場所及び日時

(4) 契約事項を示す場所

(5) 無効な入札となる該当事項

(6) 市の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行う入札（以

下「電子入札」という。)により行う場合には、その旨の表示

- (7) 予定価格
- (8) 入札参加資格の審査方式
- (9) その他入札に関し必要な事項

2 電子入札の場合には、前項第3号の規定中「入札の場所及び日時」を「入札書提出締切日並びに開札日時及び場所」と読み替えるものとする。

3 一般競争入札の公告は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）に定める箇所及び総務部財政課に掲示する。

（設計書及び設計図面の閲覧等）

第7条 一般競争入札に付する建設工事の設計書及び設計図面は、前条の公告をした日から総務部財政課において閲覧に供する。

2 電子入札により行う場合は、前項に規定する場所での閲覧のほか、電子情報処理組織を使用して閲覧をすることができる。

（入札の参加申込み）

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、守谷市一般競争入札参加申請書（様式第1号）に第3条第5項に定める雇用関係を証明する雇用保険、社会保険等の写し（加入していない場合は、市長が必要と認める証明書）を添付し、公告のあった日から3日以内に申請しなければならない。

2 電子入札により行う場合は、前項の規定による申請を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（入札参加資格の審査）

第9条 前条第1項の規定により、守谷市一般競争入札参加申請書が提出されたときは、守谷市競争入札参加資格規程（平成15年守谷市訓令第13号）第2条に定める資格審査会に諮り、入札参加資格の有無を決定する「事前審査方式」により入札参加資格の審査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札により行う場合は、市長が指定した者が、開札終了後に落札予定者のみの入札参加資格の有無を審査する「事後審査方式」により行うことができる。この場合において、落札予定者が第3条第1項第3号に規定する指名停止等の措置を受けていた場合であっても、当該指名停止等の措置を受けた日が入札書提出締切日の翌日以降である場合は、入札参加資格を有するものとする。

3 前2項の審査においては、特に主任技術者又は監理技術者が適正に配置できる見込みについて審査しなければならない。

（入札参加資格の有無の通知）

第10条 前条第1項の規定により入札参加資格の有無を決定したときは、守谷市一般競争入札参加資格決定通知書（様式第2号）により、通知する。

（入札参加資格者の非公表）

第11条 入札参加資格者については、入札終了まで公開しない。

（予定価格及び最低制限価格）

第12条 予定価格は、あらかじめ設定し、第10条に定める一般競争入札参加資格決定通知書に

記載し、公表するものとする。

- 2 市長は、1 件ごとに最低制限価格を決定しなければならない。ただし、最低制限価格を設定する必要がないと認められるときは、最低制限価格を設定しないことができる。
- 3 最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を設定した旨、明らかにするものとする。
- 4 最低制限価格は、契約締結後でなければ公表できない。

(入札の取りやめ等)

第 1 3 条 入札参加資格者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。また、入札参加者が 3 者に満たない場合は、取りやめするものとする。

(入札方法)

第 1 4 条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を作成し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。ただし、電子入札により行う場合は、入札書提出締切日までに入札書を作成し、電子情報処理組織を使用して提出するものとする。

- 2 前項本文の入札書の提出は、郵便によることができる。この場合においては、封筒の表面に「入札書在中」と明記しなければならない。
- 3 前項の規定により郵便で提出する場合にあっては、開札時刻までに到達しなかったものは、当該入札はなかったものとする。
- 4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 前項の代理人は、同一入札において 2 者以上の代理人となることができない。
- 6 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。
- 7 資格審査会において入札参加資格を有すると決定された者が、当該決定の後に入札参加資格者でなくなったときは、当該入札において入札書を提出することができない。

(入札回数)

第 1 5 条 入札回数は、1 回とする。

(無効の入札)

第 1 6 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札金額が予定価格を超えた場合
- (2) 最低制限価格を設定した場合において、入札金額が最低制限価格を下回った場合
- (3) 入札について不正の行為があった場合
- (4) 指定の日時までには到達しない場合
- (5) 指定の日時までに入札保証金を納めない場合
- (6) 金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
- (7) 入札書を 2 通以上提出した場合
- (8) 同一入札において、入札者が他の代理を兼ね、又は同一人が 2 社以上の代理をした場合
- (9) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

(落札予定者の取消し)

第17条 落札予定者が第3条第3項又は同条第5項の規定に抵触することが明らかになった場合は、落札を取り消すものとする。

2 前項の定めにより落札予定者の落札を取り消したときは、落札予定者を除いた入札金額の低い者を落札予定者とする。この場合においても、前項の規定を準拠するものとし、以下についても同様とする。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月27日告示第49号)

この告示は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月19日告示第46号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成15年4月21日告示第50号)

この告示は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月26日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の守谷市建設工事条件付一般競争入札実施要綱の規定は、平成14年4月2日から適用する。

附 則 (平成17年4月26日告示第58号)

この告示は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月10日告示第61号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年5月1日告示第51号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月16日告示第51号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月1日告示第53号)

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日告示第29号)

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月17日告示第63号)

この告示は、平成24年7月17日から施行する。

附 則 (平成25年4月30日告示第46号)

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月26日告示第85号)

この告示は、平成25年12月2日から施行する。

附 則 (平成27年4月30日告示第45号)

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日告示第49号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

一般競争入札参加資格基準表

業種	格付	数値	設計金額
土木工事	S	1,000点以上	2,500万円以上
	A	790点以上	1,500万円以上2億円未満
	B	650点以上	250万円以上3,000万円未満
	C	649点以下	1,500万円未満
建築工事	S	1,000点以上	2,600万円以上
	A	700点以上	2,000万円以上5億円未満
	B	699点以下	1億円未満
電気工事	A	650点以上	500万円以上
	B	649点以下	1,500万円未満
管工事	A	730点以上	1,000万円以上
	B	640点以上	250万円以上3,300万円未満
	C	639点以下	1,000万円未満
水道施設工事	S	900点以上	2,500万円以上
	A	710点以上	1,500万円以上2億円未満
	B	600点以上	250万円以上3,000万円未満
	C	599点以下	1,500万円未満